

入札条件の訂正について

令和7年7月10日

令和7年7月7日に公告した、「令和7年度 建設（工）第5号 道路改良工事」、「令和7年度 建設（工）第10号 樁橋 橋梁補修工事」及び「令和7年度 下教（工）第4号 町立下市あきつ学園グラウンド整備工事」の事後審査型条件付一般競争入札、並びに令和7年7月8日に公表した、「令和7年度 建設（工）第7号 町営住宅 青空団地下水道接続工事」、「令和7年度 建設（工）第11号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 町営住宅 田中団地 45・66号解体撤去工事」及び「令和7年度 建設（工）第14号 道路等維持保全工事」の指名競争入札における入札条件を、下記のとおり訂正します。

下市町長 仲嶋 久雄

記

現場代理人及び主任技術者等について

配置技術者に関する条件

<訂正前>

- ・主任技術者 請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）は専任でなければなりません。
- ・監理技術者 特定建設業者が発注者から直接工事を請負い、そのうち4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）を下請け施工させる場合は、監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）は、専任でなければなりません。

<訂正後>

- ・主任技術者 請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）は専任でなければなりません。
- ・監理技術者 特定建設業者が発注者から直接工事を請負い、そのうち5,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）を下請け施工させる場合は、監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）は、専任でなければなりません。